

## 議案第 79 号

### 飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 17 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書及び第 6 条ただし書中「第 8 条第 1 項第 2 号口から二までに掲げる土地の」を「第 29 条の 9 各号に掲げる」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第 5 条第 1 項ただし書又は第 6 条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 3 年 11 月 26 日提出

飯能市長 新井重治

飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(法第34条第12号の規定により定める開発行為)	(法第34条第12号の規定により定める開発行為)
第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。） <u>第29条の9各号に掲げる区域</u> における第2号から第8号までに掲げる開発行為については、この限りでない。	第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。） <u>第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域</u> における第2号から第8号までに掲げる開発行為については、この限りでない。
(1)～(9) 省略	(1)～(9) 省略
2～3 省略 (令第36条第1項第3号への規定により定める建築等)	2～3 省略 (令第36条第1項第3号への規定により定める建築等)
第6条 令第36条第1項第3号への規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令 <u>第29条の9各号に掲げる区域</u> における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。	第6条 令第36条第1項第3号への規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令 <u>第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域</u> における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、

(1)～(4) 省略

この限りでない。

(1)～(4) 省略

（1）「この限りでない。」の意味を述べよ。  
（2）「この限りでない。」の文法構造を述べよ。  
（3）「この限りでない。」の語感を述べよ。  
（4）「この限りでない。」の用法を述べよ。

第三十六条第一項第三号ハ中「第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の」を「第二十九条の九各号に掲げる」に改める。

第三十七条の四第三号口中「(昭和二十五年法律第二百一号)」を削る。

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉  
内閣総理大臣 菅 義偉

# 参考

第三十七条の表第三十四条の項の次に次のように加える。

存する建築物又は第一種特定工作物	置法第九十条に規定する住宅等（都市再生特別措
（いすれも）建築又は建設	（いすれも）建築
建築物又は第一種特定工作物の	住宅等（）

第三十七条の表第三十四条第十号の項中「（都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等をいう。第十三号において同じ。）」を削り、同条を第三十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（開発許可ができる開発行為を条例で定める場合の基準）

第三十九条 法第九十条の規定により都市計画法第三十四条第十二号の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第二十九条の十の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。この場合において、同条第五号中「建築物」とあるのは、「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条に規定する住宅等をいう。）」とする」とする。

第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の二条を加える。

（勧告に従わなかつた旨の公表に係る区域）

第三十六条 法第八十八条规定の区域は、急傾斜地崩壊危険区域とする。

（都市計画法施行令の一部改正）

第二条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「区域は」の下に「急傾斜地崩壊危険区域〔〕」を加え、「とする」を「をいう。」

第二十九条の七及び第二十九条の九第三号において同じ。）とする」に改める。

第二十九条の九中「第八条第一項第一号口から二までに掲げる土地」を「前条各号に掲げる」に改め、同条を第二十九条の十とする。

第二十九条の八中「第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の災害危険区域

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

三 急傾斜地崩壊危険区域

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十

七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域  
五 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第二条第一項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

六 前各号に掲げる区域のほか、第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域の次に次の二条を加える。

（市街地調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域）

第二十九条の八を第二十九条の九とし、第二十九条の七を第二十九条の八とし、第二十九条の六の次に次の二条を加える。

（市街地調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域は、災害危険区域等（法第三十三条第一項第八号に規定する災害危険区域等をいう。）及び急傾斜地崩壊危険区域とする。）

第三十五条中「第四十三条」を「第四十五条」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三号中「同法」を「第三十六条において「急傾斜地崩壊危険区域」とい、同法」に改める。

第三十五条中「第四十三条」を「第四十五条」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「の規定により読み替えて適用する法第三十四条第十一号」を「及び都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第三十八条の規定により読み替えて適用する法第三十四条第十一号」に改め、「行為」の下に「と、〔第二十九条の九各号〕」とあるのは「都市再生特別措置法施行令第三十九条の規定により読み替えて適用する法」を「及び都市再生特別措置法施行令第三十八条の規定により読み替えて適用する法」に改め、同条を第四十条とする。